

令和5年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和5年6月27日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 1時18分 散会

○出席委員（28名）

委員長	25番	佐藤 哲 委員	副委員長	19番	外崎 勝康 委員
	1番	須藤 江利加 委員		2番	工藤 裕介 委員
	3番	志村 洋子 委員		4番	三浦 行 委員
	5番	赤平 泰衛 委員		6番	工藤 賢生 委員
	7番	竹内 博之 委員		8番	樋川 篤子 委員
	9番	竹浪 敦 委員		10番	成田 大介 委員
	11番	坂本 崇 委員		12番	齋藤 豪 委員
	13番	蛭名 正樹 委員		14番	畑山 聡 委員
	15番	石山 敬 委員		16番	木村 隆洋 委員
	17番	千葉 浩規 委員		18番	野村 太郎 委員
	20番	尾崎 寿一 委員		21番	蒔苗 博英 委員
	22番	松橋 武史 委員		23番	石岡 千鶴子 委員
	24番	三上 秋雄 委員		26番	工藤 光志 委員
	27番	清野 一榮 委員		28番	田中 元 委員

○出席理事者

企画部長	外川 吉彦	総務部長	番場 邦夫
財務部長	奈良 道明	市民生活部長	岩崎 隆
福祉部長	秋元 哲	健康子ども部長	佐伯 尚幸
農林部長	森岡 欽吾	商工部長	西谷 慎吾
建設部長	木村 和彦	都市整備部長	小山内 孝紀
教育部長	成田 正彦	企画課長	白戸 麻紀子
防災課長	一戸 拓利	財政課長	堀川 慎一
市民協働課長	高谷 由美子	市民課長	尾坂 毅
環境課長	菊池 浩行	福祉総務課長	秋田 美織
生活福祉課長	佐々木 順一	介護福祉課長	齊藤 隆之

こども家庭課長 蒔 苗 元
農政課長 澁谷 明伸
商工労政課長 福士 智広
観光課長 早坂 謙丞
地域交通課長 羽賀 克順
生涯学習課長 原 直美

新型コロナワクチン
接種対策室長 丸岡 和明
りんご課長 吉崎 拓美
産業育成課長 太田 尚亨
国際広域観光課長 佐藤 真紀
学校整備課長 高山 知己
文化財課長 石岡 博之

○出席事務局職員

事務局 長 佐藤 記一
主幹兼議事係長 蝦名 良平
主査 附田 準悦
主事 田村 宣樹

次長 堀子 義人
総括主査 成田 敏教
主事 外崎 容史

午前10時00分 開会

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第40号、第41号及び第51号の以上3件であります。

なお、審査に先立ち委員の方をお願いをいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いをいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めていただきます。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第40号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第40号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に19億3799万2000円を追加し、補正後の額を823億8368万5000円とするほか、継続費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、私立保育所等整備事業費補助金に係る変更1件であります。

繰越明許費は、消防自動車整備事業などに係る設定4件であります。

地方債の補正は、私立保育所等整備事業などに係る変更4件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費9目住民自治振興費の870万円は、一般コミュニティ助成事業費補助金を計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の5970万6000円は、マイナンバーカード交付に係る会計年度任用職員人件費及び戸籍システム改修業務委託料を追加するほか、住民基本台帳システム改修業務委託料を計上するものであります。

13ページを御覧ください。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の71万5000円は、民生委員及び児童委員の活動費を追加するものであります。

3 目老人福祉費の38万5000円は、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の1億2842万円は、私立保育所等整備事業費補助金を追加するほか、送迎用バス安全装置設置事業費補助金及び保育所等安全対策事業費補助金などを計上するものであります。

2 目児童運営費の2億2500万円は、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金を計上するものであります。

4 目児童福祉施設費の300万円は、児童館等における感染症対策に係る経費を計上するものであります。

14ページを御覧ください。

3 項生活保護費 1 目生活保護総務費の385万円は、生活保護システム改修業務委託料を追加するものであります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費の6億215万3000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上するものであります。

15ページを御覧ください。

5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労政費の1300万円は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金を計上するものであります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の1614万2000円は、農業・観光連携りんご産業活性化事業業務委託料及び有機転換推進交付金を計上するほか、園地登録流動化奨励金を追加するものであります。

16ページにかけたの7 款 1 項商工費 2 目商工振興費の4億2218万5000円は、中小企業者等高压・特別高压電気価格高騰対策支援金給付事業に係る経費及びトラック等運送業事業継続支援金を計上

するものであります。

3 目観光費の1200万円は、ひろさきガイド学校運営業務委託料を追加するほか、歴史的資源等を活用した高付加価値観光商品化業務委託料を計上するものであります。

6 目観光施設費の300万円は、観光施設整備工事を追加するものであります。

8 款土木費 4 項都市計画費 6 目交通政策費の1億8778万5000円は、路線バス維持特別対策事業費補助金のほか、弘南鉄道運行継続支援金及び交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金を計上するものであります。

17ページを御覧ください。

9 款 1 項消防費 2 目非常備消防費の500万円は、消防団の力向上モデル事業に係る経費を計上するものであります。

3 目消防施設費の2963万9000円は、消防自動車整備事業に係る経費を追加するものであります。

10 款教育費 3 項中学校費 3 目学校建設費の2億1135万3000円は、第二中学校等複合施設の整備に係る基本・実施設計業務委託料を追加するものであります。

18ページを御覧ください。

4 項社会教育費 2 目文化財保護費の29万7000円は、大石武学流庭園整備事業費補助金を追加するものであります。

4 目図書館費の566万2000円は、図書館活用促進事業に係る経費及び追手門広場非常用自家発電機自動制御盤更新業務委託料を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、7ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16 款国庫支出金、17 款県支出金、19 款寄附金、22 款諸収入及び23 款市債をそれぞれ計上するほか、20 款財政調整基金繰入金の追加2億4228万6000円をもつ

て、全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎11番（坂本 崇委員） 予算書15ページ、6款1項3目、農業・観光連携りんご産業活性化事業業務委託料について質疑いたします。

これは新規事業というふうに思いますが、事業概要と、その委託先が決まっていれば教えてください。

また、補正予算案の概要では、一般財源がゼロとなっておりますが、歳入予算のふるさと納税寄附金が事業費と同額で計上されていますので、これはふるさと納税寄附金が財源なのかなというふうに思いますが、もしそうであれば、どちらからの寄附なのか、可能であれば教えてください。

◎農政課長（澁谷 明伸） 私から農業・観光連携りんご産業活性化事業についてお答えいたします。

まず、こちらの事業、予算1000万円計上しておりますが、農政課分が950万円、そしてりんご課分が50万円計上してございます。

まず、農政課分といたしましては、今回のりんごの援農ボランティアツアーを企画し、その参加者に収穫などのお手伝いをいただいて、補助労働力不足につなげるとともに、あとはこのりんごであったりシードル、アップルパイなど、観光客としてもりんごの部分を楽しんでいただいて、農業・観光両面からりんご産業の活性化につなげることをまず目的としております。

あわせて、今回のりんごのボランティアを起点として、本市への関係人口の創出にもつなげてまいりたいと思っております。

具体的には請け負った事業者がこれから援農ツアーを企画し、全国からボランティアを募集して、JA等の無料職業紹介所に求人等を提出して

いる農家の下で収穫などのお手伝いをさせていただきます。お手伝いも併せて、前後にこの地域での観光も楽しんでいただいて、体験型の観光、農業体験型の観光として取組を進めるものでございまして、このような取組は全国的にも進んでおりまして、例えば山形県のさくらんぼであったり、広島県のかんきつなど、同様の取組も行われております。

現在予定しているのが10月から11月、りんごの収穫最盛期ですので、まず1日しっかりと収穫のお手伝いをさせていただいた上で、弘前城菊と紅葉まつりであったり、あとりんご収穫祭など、そういう観光面も楽しんでいただけるかなというふうに思っております。

あと、委託先につきましては、現在プロポーザルでこれから業者を選定することとなりますが、旅行業の資格があつて、あとは過去5年間の間に農業関連の業務にも取り組んだことなどを条件に募集しております。

あとはりんご課の分につきましては、シードルの情報発信として、れんが倉庫で日本で初めて本格的なシードル醸造が始まって、それを弘前の誘致企業第1号であるニッカウキスキーが引き継いで、さらにはりんご農家たちが自分たちでシードルづくりを始めたという、弘前でのシードルの歴史だったり、現在の醸造などの情報をまとめた広告媒体も作成したいというふうに考えております。

なお、財源につきましては、委員から御指摘のとおり、ふるさと納税を財源として見込んでおりまして、アサヒビール株式会社から500万円、あとはニッカウキスキー株式会社から500万円、企業版ふるさと納税として御寄附の申込みをいただいております。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

今回の補正予算により、これが事業化となった経緯について教えていただきたいと思います。

また、何人ぐらいの参加を見込んでいるのか、それも併せて教えてください。

◎農政課長（澁谷 明伸） まず、この事業に至った経緯というところでございますが、アサヒビール株式会社、これまで全国でいろいろ地方創生の取組であったり、SDGsの取組を展開しておりまして、その一環として関連工場がある地域で、その関連工場で製造されたものと、その地域をつなげるという取組も行っておりまして、今回、ニッカウキスキー弘前工場で製造されたシードルと、この地域をつなげたブランディングというのをアサヒビールが検討していく中で、弘前のりんご産業の高齢化であったり、担い手不足、補助労働力不足というのが両企業間で認識されたものであります。

それと並行しまして、令和2年度からニッカウキスキー弘前工場が社会貢献活動の一環として、りんごの収穫応援を行っていただいて、それが令和4年、昨年度からアサヒビールグループも参加して、取組が広がって行って、こういうこともきっかけとなって、収穫応援だけでなく、両企業としてもっと自分たちでりんご産業活性化のために力になりたいというお話を頂いて、今回寄附を頂くこととなったものであります。

アサヒビール株式会社としては、今回、企業版ふるさと納税を寄附するのは全国で4例目、ニッカウキスキー弘前工場は全国初と伺っております。

あと、参加人数ですが、1日当たりの人数の目標は大体60人ぐらいの受入れを見込んでおりまして、10月から11月の週末、5日程度で、大体300人というのを目標に取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎11番（坂本 崇委員） 60人掛ける5回、

300人ということですが、1年で300人ということ。この事業を今後、何年計画で実施されていくのか教えてください。

◎農政課長（澁谷 明伸） 現段階で具体的に何年計画というものはございませんが、まずは企業版ふるさと納税の現在の制度自体が令和6年度までとなっておりますので、もし両企業からも来年度も御寄附いただけるのであれば、しっかりとりんご産業活性化のために取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、両企業からは、今年を契機として中長期的に両企業がりんご産業であったり、シードルの活性化のために取組を継続していきたいという大変ありがたい御言葉を頂いておりますので、これからも寄附したいと思ってもらえるように、しっかりと取組を進めていきたいというふうに思っております。

◎11番（坂本 崇委員） 意見要望を申し上げたいと思います。

この事業は、りんご産業の補助労働力不足を、観光客といいますか、ツアーを通じて観光客に補っていただく体験観光メニューの一つであるのかなというふうに思います。

ただ、わざわざ自前で旅費を捻出して参加する人はいるのだろうかという疑問を持つ方もいらっしゃるのではないかと思います。ただ、これよくある、今まで秋のりんご公園とかでやってまいりましたりんごのもぎ取り体験とかというのはまたちょっと違って、もう少し時間をかけて、一日を通じて、その農作業体験を通じながら、私は生産量日本一を支える弘前りんごの生産者の心とか、その生産に対する魂に触れる、それがこの商品の魅力になるのではないかなというふうに思っています。

そういう意味では、そういう思いを感じ取っていただいて、結果、補助労働力不足の解消の一助

になればという一石二鳥的な商品なのかなというふうに思っております。

最近、観光客のニーズは、やはりどんどん変わっておりまして、こういう単なる体験ではなくて、もっと深く入り込んでいく体験をやりたいと思う方がいらっしゃるというふうに思っておりますので、ぜひいいマッチングを期待したいと思えます。

あと、この事業は農政課が窓口になって進められるかと思うのですが、餅は餅屋ということわざがあります。ぜひ観光課ですとか、ほかの関係課とも連携を取りながら、また民間の観光関係団体なんかとも連携を取って進めていただければというふうに思います。

◎1番(須藤 江利加委員) 私からは五つの項目について御質疑したいと思えます。よろしくお願ひします。

まず、3款2項2目、13ページにございます青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金についてです。

6月後半になってきまして、もう暑くなってまいりました。今年の夏も早めに暑さ対策が大変必要となってきております。電気代等の高騰も直撃している中、皆さん待っていると思えますので、ぜひ早急に給付することを求めます。

そこで質疑なのですけれども、今回の給付に関する概要及び財源についてと対象世帯数についてお答えいただきたいと思えます。

もう一つが、7款1項2目、15ページにございます中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金についてです。

今回の事業の概要及び財源について、こちらもお知らせいただきたいと思えます。

三つ目が、3款1項3目の13ページにございます介護保険特別会計操出金追加についてです。

今回のこちらの概要についてと、あとは記載に

ございます対象が第一包括支援センターのみとなっておりますので、こちらの第一包括支援センターのみとなっている理由についてお答えいただきたいです。また、今回の加算によって、どのような効果が期待できるのかもお答えいただきたいです。

もう一つが、3款3項1目、14ページにございます生活保護システム改修業務委託料の追加についてです。

今回の見直しを行うことになった経緯と、当市においてどのような見直しがなされたのか、システム内容についてお答えください。

最後に、7款1項6目の16ページにございます観光施設整備工事追加事業についてです。

今回の事業における概要及び財源についてと、今回対象の中に入っていない長平コースもあったと思うのですけれども、含まれていない理由についてお答えください。お願ひします。

◎こども家庭課長(蒔苗 元) 私のほうからは県の給付金について御答弁申し上げます。

こちらのほうの事業概要は、物価高騰対策の一つとしまして、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業のほうが始まされて、当市では5月から順次、対象者へ支給しておりますが、当該事業は県においても国の交付金を活用しながら独自に低所得の子育て世帯に対する経済的な支援を実施しようとするもので、給付に必要な予算を計上したものでございます。

予算額の内訳としましてですけれども、給付金額は児童1人当たり5万円を支給するもので、児童数を4,500人分見込み、合計で2億2500万円を計上するほか、給付にかかります通信運搬費や手数料などの事務費として、1目の児童福祉総務費の10節需用費、11節役務費及び13節使用料及び賃借料の合計62万2000円を計上してございます。

財源につきましてはですが、全額、青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金としまして、予算書の10ページの歳入の17款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金に計上してございます。

対象世帯の数なのでございますけれども、先ほど申し上げました児童数4,500人分を見込んでおりまして、こちらのほうは先に実施する国の給付金事業と同様のような内容で、国の事業への上乗せというふうな給付イメージとなっております。県から示された案によりますと、今年度国で実施している給付金のひとり親世帯分またはその他世帯分の受給者で、本年の5月12日時点、これは県議会の予算が成立した日なのでございますけれども、この5月12日時点で県内に住所を有する世帯、または5月13日から来年——令和6年2月29日までの間に青森県内に住所を有する世帯が対象となる予定でございます。

◎商工労政課長（富士 智広） 中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金についての事業の概要と財源についてでございます。

事業概要でございますが、まず目的としまして、電気価格の高騰が続いている中、その影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、市内に高圧または特別高圧の電力契約により電力供給を受けている事業所を有する事業者などに対し支援金を交付しようとするものであります。

支援対象者であります。小売電気事業者との間で高圧または特別高圧の電力供給に関する契約を締結し、電力供給を受けている店舗、工場、事業所などを市内に有する中小事業者等としております。

支援金でありますけれども、事業所が小売電気事業者と契約している電気種別と、令和4年4月以降の任意の1か月の電気使用量に応じて金額を設定することとしておりまして、高圧電力契約の

事業所につきましては、段階的に20万円、35万円、50万円、それから特別高圧契約の事業所につきましては、一律100万円としております。

最後に財源でございますけれども、国の地方創生臨時交付金を見込んでおりますが、支援対象者のうち、当市の誘致企業で一部大企業に分類される企業がありますので、その企業分につきましては当該交付金の対象とならないことから、一般財源に計上しているところでございます。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 3款1項3目老人福祉費の増額についてでございます。

こちらのほうは、介護保険特別会計繰出金ということで、介護保険特別会計のうち、市の負担分について計上したものでございます。

この増額に関わる業務でございますけれども、地域包括支援センターに委託してございます業務のうちで高齢者を対象とした総合相談支援業務につきまして、圏域内で高齢者の相談等の業務を実施している機関を1か所増やすといったものでございます。そこに係る経費について増額というふうなことになってございます。

今回この補正というふうなことでございますけれども、これまで地域包括支援センターと一体的に実施していた老人介護支援センターが、当該地域包括支援センターの圏域内の別の場所に新たに相談窓口を設置して業務を実施することになったことから、補正といったことになったものでございます。

続きまして、効果ということでございますけれども、この総合相談支援業務は様々な手段で、地域の高齢者の心身の状況とか家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在している隠れた問題であるとか地域ニーズを発見して、早期に対応できることを目的としたものでございます。

この取組におきましては、地域の高齢者に近い場所に相談窓口があるといったことも利点の一つ

でありますし、また、その実態把握のために地域の高齢者宅の訪問ができることによって関係の構築ができれば、対応が必要になった場合にも適切に早期に対応できるといったことが利点でございます。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 生活保護適正実施推進事業の事業費の追加による補正に至った経緯ではありますが、令和5年10月から生活保護基準が改正されることとなっております。

生活保護基準については、国における社会保障審議会、生活保護基準部会の定期的な検証結果を適切に反映することを基本としていますが、検証年である令和5年以降の社会経済情勢により、新型コロナウイルスによる影響やエネルギー、食料品を中心とした物価上昇の影響の見極めが困難であることから、令和5年度以降の当面2年間の臨時的、特例的な対応として、基準額は引き上げか据え置きとされることになりました。

これに伴い、令和5年10月分生活保護費から生活扶助基準額が見直しされることとなるため、生活保護事務処理システムの改修が必要となったものであります。

システム改修ではありますが、現在使用している生活保護システムを改修して対応することとし、生活保護基準見直しに伴う生活保護システム改修委託料の追加を補正予算案に計上したものであります。

なお、令和7年度以降の生活保護基準につきましては、今後の社会経済情勢等を見極めて、必要な対応が行われることとされています。

予算の内訳は、12節委託料が385万円となっております。委託先は現在のシステムの保守管理を実施している日本電気株式会社NECを予定しております。

財源につきましては、生活保護適正実施推進事業の中の業務効率化事業に該当し、国庫補助金の

対象となりまして、補助率は2分の1となっております。

◎観光課長（早坂 謙丞） 観光施設整備工事追加につきまして、まず概要になりますが、岩木山登山道のうち、百沢、嶽、弥生の3コース及び嶽登山道8合目から山頂へと続くコースの入り口に、登山コースに関する情報ですとか、登山に係る注意喚起等を記載した看板を計4基設置するものであります。

設置につきましては、議決後速やかにデザインですとか必要な手続等を進め、遅くとも9月までには看板を設置したいと考えております。

次に、財源であります。青森県において環境省の自然環境整備交付金を活用して補助制度を設けており、今回補助制度を活用しまして、補正額300万円のうち、上限である100分の45の135万円を補助金、残り165万円は市の一般財源となっております。

次に、長平コースが入っていない理由であります。岩木山登山道の長平コースにつきましては、鱒ヶ沢町からの登山口であることから、平成30年9月に鱒ヶ沢町の長平町内会において、町の補助金を活用して既に看板を設置しております。

◎1番（須藤 江利加委員） 御答弁ありがとうございます。再質疑いたします。

3款2項2目、13ページの青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金について再質疑ですが、これについての今後のスケジュールについてお答えいただきたいです。

もう一つが、7款1項2目、15ページの中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金についてですが、すみません、初歩的かもしれないのですが、中小企業等とある、その「等」の意味について、どういうものが値するのかわかるとお答えいただきたいのと、高圧と特別高圧のそもそもの違いについてお答えいただきたいと思っております。

もう一つが、7款1項6目、16ページの観光施設整備工事追加事業についてですが、これまでの案内看板の設置状況についてちょっと見えづらかったのでお答えいただきたいです。また、今回の整備を行うことになった経緯は先ほど聞いたので、すみません、案内看板の設置状況についてだけお答えいただきたいと思います。

お願いします。

◎**こども家庭課長（蒔苗 元）** 県の給付金の支給のスケジュールにつきましてですけれども、現時点で県から正式な通知がありませんので、予定とはなるのですけれども、補正予算が成立します本定例会の終了後に対象者に対する支給に係る案内文の送付や必要な事務処理を進めながら、申請の手続が不要な対象者につきましては、7月中には支給できるように、現在準備を進めているところでございます。

このほか、申請が必要な対象者につきましても、準備が整い次第、市のホームページ等を通じて周知を図っていきたくと考えてございます。

◎**商工労政課長（福士 智広）** 中小企業者等の「等」の部分でございしますが、中小企業基本法に基づく中小企業者以外で中小企業等協同組合法に基づく組合、中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体のほか、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合、商工会議所商工会、そのほか弘前市が認定した大企業に分類される誘致企業などを対象として、等と表記しております。

次に、高圧と特別高圧の違いの部分でございしますが、高圧につきましては、小売電気事業者等と契約している電気種別でございしますが、受電電圧が6,000ボルトの電圧規模で、契約電力でいうと50から2,000キロワット未満の範囲のもので、施設

内に設置されたキュービクルと呼ばれる受変電施設設備で電気が低圧へと変換されて施設内への各機器へ供給されているものでございまして、主にスーパー、ホテル、病院や学校などで利用されているものでございます。

次に、特別高圧でございしますが、受電電圧が2万ボルト以上、供給電力が2,000キロワット以上のもので、主に大規模な工場、商業設備などで利用されているものでございます。

◎**観光課長（早坂 謙丞）** 看板の設置状況等についてですが、今回看板を設置する予定の場所には、山菜採りや熊への注意など、入山する際の注意看板等が各機関や団体においてそれぞれ設置している状況でございます。

◎**1番（須藤 江利加委員）** ありがとうございます。

最後にもう1点だけ、7款1項2目の15ページの中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金のところで、今回の対象となる企業がどれくらいあるのかも改めて教えていただきたいと思っております。お願いします。

◎**商工労政課長（福士 智広）** 支援の対象でございしますが、想定数につきましては、関係団体等からの聞き取り調査などを基に、事業者数ではなくて契約件数ベースで試算しておりまして、高圧電力の事業所数で約1,000事業所、特別高圧電力の事業所数で5事業所程度を見込んでございます。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 2点お伺いしたいと思っております。

16ページ、8款4項6目弘南鉄道運行継続支援金、2370万円についてお伺いいたします。今回、この6月議会に補正が上がっているのですが、今回支援に至った理由についてお伺いいたします。また、令和3年度から行っております弘南鉄道維持活性化支援計画の支援とは別の支援なのかも併

せてお伺いいたします。

続きまして、同じく16ページ、8款4項6目交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金、3820万円。議運の資料にもあるのですが、改めて事業概要について、どういう事業者にどういう台数が行くかという部分も含めて、事業概要についてお伺いいたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず初めに、弘南鉄道運行継続支援金について、まず経緯、至った理由についてお答えいたします。

まず理由については、新型コロナウイルス感染症の影響によります運賃収入の低下、また、電力価格高騰によります動力費の増加が続いております、会社の自社努力では運行継続が厳しい状況となっていることから、住民生活の足や観光客などの来訪客の足を確保していくために、県や沿線市町村と連携して今回支援することとしたものでございます。

また、次の質疑で、支援計画とは別な支援なのかというところについてですけれども、令和3年1月に策定いたしました弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画については支援内容が安全輸送対策、また利用促進事業、これに大鰐線への運行費補助を支援計画で盛り込んでおりましたので、今回計上しているのは支援計画で見込んでいなかった、そういった外的要因について今回予算計上したものでありまして、支援計画とは別なものでございます。

続きまして、交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援事業、タクシーとかのほうの事業内容についてお答えしたいと思います。

この事業については、新型コロナウイルスの影響、また原油価格・物価高騰の影響がありますので、こちらを少しでも緩和して、地域住民、また観光客等の足を確保するために、交通手段であります高速バス、それから貸切バス、タクシー、ま

た運転代行事業者の事業者の車両を十分に確保することを目的として支援することとしたものでございます。

車両台数のほうなのですけれども、こちら支援金の内訳というところも含めまして、高速バス事業者19台に対しまして、1台当たり20万円。それから貸切バス19台を見込んでおりまして、1台当たり10万円。それからタクシーについては弘前ハイヤー協会に加盟しているタクシー389台と、あと福祉限定タクシーが37台ありまして、合わせて426台、こちらに対して1台当たり5万円。最後に自動車運転代行事業者60台に対しまして、1台当たり2万円を計上しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 弘南鉄道運行継続支援金について再質疑いたします。

先ほど令和3年度からの10か年計画、弘南線に関しては10か年支援していくと。大鰐線に関してはまた別、令和5年度で8年度以降の判断をしていくということなのですが、まず、今回は外的要因という御答弁が先ほどありましたが、今後の維持活性化支援の支援計画の方向性はどうかお伺いいたします。

交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金について再質疑いたします。

大変困っている業者が多いですので、ぜひスピーディーに交付していただきたいということも含めて、この申請・交付に関するスケジュールというのをどう考えているのかお尋ねいたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず初めに、先ほどの答弁で貸切バスの台数を誤って説明いたしました。先ほど19台というふうに答弁しましたが、正しくは119台でした。おわびして訂正いたします。

それから、先ほど御質疑のありました支援計画の今後の方向性についてどうなるのかということこ

ろについて答弁したいと思います。

支援計画については、先ほど木村委員からの話もありました令和3年度から10か年の計画、弘南は10か年の計画、大鰐線はまずは5か年というところで計画を組んでおりますが、その後、新型コロナウイルスや今回の電気料金・物価高騰というふうに影響が大きく響いております、支援計画からは乖離した状態というふうなのが現状でございます。

現在、運行事業者である弘南鉄道株式会社において、これらの影響を踏まえて、中長期的な会社の運営のほうの見直しを図っているところでありますので、その事業者の見直し内容を沿線市町村としっかり精査した上で、必要に応じて支援計画の見直しについて、今後、検討・協議してまいりたいというふうに考えております。

続いて、タクシーの関係の運行支援金の交付のスケジュールについてお答えいたします。

今回の補正予算が可決され次第、速やかに支援金の申請受付を開始いたしまして、申請のあったものから随時交付していく予定としております。

なお、交付するまでの期間につきましては、おおむね3週間程度の時間を要するものでございますが、できるだけ早く交付できるように進めていきたいというふうに思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金については、ぜひ、今3週間程度というお話もあったのですが、事業者も大変厳しい状況が続いておりますので、一日でも早くスピーディーな交付をお願いできればというふうに思います。

弘南鉄道運行継続支援金について、先ほど来、外的な、コロナとか電気・物価高騰が続いております。恐らくこの状況の改善はなかなか、一朝一夕でいかないだろうと。来年よくなる、再来年よくなるという可能性は、多分かなり低い。現時点

において、昨年よりもどんどん物価高騰、燃料、電気が上がっております。今回の補正でも交通事業者等とか中小企業者等とか、皆さん個人も含めて、様々な物価対策、燃油・原料とか上がっている対策の交付金を示しております。

この弘南鉄道に対して、やはり私自身は、大鰐線のところをどう考えていくか。令和5年度、今年度ですよね、今年度末に令和8年度以降の支援を考えていくという、この維持活性化支援計画にもうたわれております。私自身は3月議会でも、大変厳しい判断をせざるを得ないのではないかと、個人的な意見は申し上げました。この大鰐線に関して、やはり令和5年度、いろいろな条件が今あります。こういった中での令和5年度末で、令和8年度以降の支援計画、支援をどうしていくかという方針は変わりがないのか、最後確認させていただきたいと思っております。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 大鰐線についてですけれども、この支援計画は現時点では大鰐線は令和7年度運行分まで運行費補助をすることとしております。

また、先ほど御質疑いただいた令和8年度以降についても、現時点では当初の計画どおり令和5年度末の状況を踏まえ、また近年ありました新型コロナや電気料金の高騰の背景も踏まえて、令和6年度、来年度に沿線市町村及び事業者と協議していきたいと思っております。

◎4番（三浦 行委員） 私からは二つお伺いします。

15ページの6款1項3目の有機転換推進交付金について、事業の概要と財源、株式会社ミウラファーム津軽が交付先になった経緯をお聞かせください。そして、補助金の概要と財源の概要もお伺いします。そして、評価はどこでどうチェックするのですかということが一つ。

また、事業の追加に伴う補正から、15ページの

6款1項3目の後継者不在園地継承等円滑化事業について、どのようなシステムなのか詳細をお伺いします。また、今までの実績としての件数と園地の広さをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

◎農政課長（澁谷 明伸） まず一つ目の有機転換推進交付金につきまして、お答えいたします。

こちらは、国の令和4年度の補正予算を活用して行うものでございまして、国では、みどりの食料システムの実現に向けて、新たに有機農業に取り組む農業者に対して支援する事業を4年度に創設したものでございまして、まず概要といたしましては、今申し上げたとおり、慣行栽培から有機農業に新たに取り組む農家に対して、10アール当たり2万円を上限に交付するものでございます。初めて有機農業に転換するに当たって、様々かかる経費への支援というものでございまして、財源は今申し上げましたとおり、国の補正予算を県を通じて受けるものでございます。

株式会社ミウラファーム津軽だけが交付先になった経緯というものでございまして、こちら国の補正予算が成立して、すぐ国のほうから今年の1月に照会がありまして、1月から2月にかけて市のほうでホームページであったりメールマガジン、SNSを使って周知をして募集をかけたところ、株式会社ミウラファーム津軽だけ、手挙げいただいたものでございます。

そして、成果目標と評価ということでございまして、こちらのほうの成果目標につきましては、国のほうの基準といたしましても、2年後、令和7年度に今回取り組んだ面積を維持する、または拡大するということが成果目標、条件となっております。

あと、評価につきましては、評価というか、これが有機農業としてしっかり取り組まれているかどうかというのは、使用する農薬、あとは肥料の

リストを提出していただいて、あとは私たちのほうで現地も確認して、周辺の園地から使用が禁止がされている肥料とか農薬が流入するおそれがないとか、そういう現地も確認した上で事業を進めることとなっております。

もう一つ、二つ目のほうの後継者不在園地継承等円滑化事業の、まずシステムの詳細でございまして、こちらのほうは後継者がいらっしゃらない農家で、まだ自分の畑でりんごが生育しているところを、誰か新たな引受手を探したいと、そのマッチングを図るシステムでございまして、出し手のほうの園地の詳細な情報、例えばその地域では1反歩どのくらいの反収が上がっているとか、どういう品種が植えられているとか、どういう樹形であったり、トイレがあるか、道路とか水路の状況とか、そういう詳細な情報をシステム上で公表して、新たに農地を探している農家、受け手のほうがそのシステムを活用して園地を見つければ、そこでマッチングを図るものでございます。

現段階で実績といたしまして、5月末で52件のマッチングがございまして、30ヘクタールの面積が園地継承されてございます。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

要望として、これからは持続可能で環境にも配慮した有機農業が求められ、盛んになってきています。有機栽培を始めたくても、病虫害や雑草など最初の課題が多くて取り組めない農家にとっては大変助かる交付金になります。市としてもぜひ応募が増えるように広報活動に尽力して、有機を広めて安全な食と環境の市へつなげてほしいと思います。

そして、後継者不在のほうですけれども、要望といたしまして、園地の出し手に奨励金を出す制度は、放任園を減らし、ほかの農家に園地を引き

継いでもらえるよい制度だと思います。市としても大変な労力だと思いますが、何とか登録がスムーズにできるように、農家の皆さんを助けて、弘前市の園地を将来へつなげていていただきたいと思います。

ありがとうございました。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、予算書17ページ、9款1項3目消防施設費の消防自動車購入費追加について質疑させていただきます。

当初予算でも消防自動車の購入が入っていたと思うのですが、また6月で補正ということで、基本的には喜ばしいことなのでございますけれども、まず最初の質疑としては、今回のこの補正予算で分団名ももし答えられたらいいのですけれども、どこの分団に何台入るのかという点と、今回この6月補正予算において、財源は地方債ということですが、6月補正でこの購入費が追加された経緯について、まずは質疑させていただきます。

◎防災課長（一戸 拓利） こちらは、千年地区団の第一分団、一野渡の車両になります。

経緯といたしましては、これ実は令和4年度に配備予定の車両でありまして、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の関係で半導体不足が起きました。あとは車種の構成部品の供給遅れがありまして、4年度にもう納品が間に合わないということで、明許繰越して5年度にという形を取りました。ただ、5年度で車種の供給、生産の再開は始まったのですけれども、まだ受注に生産が追いつかないというのが1点です。

あともう1点、道路運送車両法の改正が今予定されておりまして、その改正内容が現在明らかにされておらず、生産のほうも改良が必要なのかどうかの判断がつかない状況ということになっていまして、今、受注停止も発生しているという状況で、これまた5年度中もちょっと間に合わないとい

う状況になりまして、今回4年度分の車両ではあるのですけれども、さらに今1回、今回追加補正させていただいて、さらには6年度に明許繰越するというような内容になってございます。

◎18番（野村 太郎委員） 今後も引き続きということで、実は2回目に聞こうと思っていた納入はいつになるのだという点で、これが今、大変重要になると思っていることでお答えいただいたというところでありありがとうございますというところなのですけれども、本当に今、現状、普通の乗用車でも、今発注したら納入が5年後とか、あるいは3年後とか、本当にフルモデルチェンジするというような納入期間で、まさにこの消防自動車も同じような状況で、去年のものが、もしかしたら再来年いくかもしれないという苦しい状況であるというのは理解しました。

ここで、その点も含めて、現在、一体全体この弘前市の中の消防団でポンプ車、消防自動車を交換してくれという願いが出ているものが、今何台積み重なっているものかという点。本当いうと、これいつまでに解消する見込みなのかというところも聞きたいのですけれども、今この現状がございまして、さすがにそこまで聞くのはきついなとは思いますが、今どれだけ待っているのかというところ、その点について、最後お聞きいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） 市のほうで令和4年4月1日に消防車両の更新計画をつくっております。それで各分団で20年から26年経過したときに更新するような形を取っておりますので、そういう形で自動的に、年に大体、消防ポンプ自動車は1台、あと小型動力消防ポンプ付積載車は4台くらい、あと警備車1台、そういう形で五、六台で毎年毎年で更新していくという計画を立てております。

◎18番（野村 太郎委員） 最後に確認で、今

本当に半導体のせいで詰まってしまっている状況だと思うのですが、今どれだけ詰まってしまっているのか。現状が分かりましたら、最後にお聞きします。

◎防災課長（一戸 拓利） 申し訳ありません。詰まっているのは大型の消防ポンプ車のみで、小型動力ポンプ付積載車は年度内に納品できる見込みでやっております。

◎2番（工藤 裕介委員） 13ページの3款2項4目の児童福祉施設費、これちょっと概要のほうを見ると、感染症対策として必要な消耗品の購入等に対する補助ということになっていて、これというのは、例えば感染症対策というのがスピルキット等の備品なのか、ちょっと対象備品がありきでの補助になっているのか。これは、同じ13ページの3款2項1目の児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金のところの保育所等安全対策事業費補助金、これも概要のほうを見ると同じ内容で感染症対策に対する備品購入の補助となっているのですが、具体的にどういったものを購入する、感染症対策の備品の中の具体的に何をかうもの補助なのかをちょっと教えていただきたいと思います。お願いいたします。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） こちらの事業なのですけれども、いずれも、どちらの事業も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策の支援としまして、コロナの感染者等が発生した場合に、または職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等について補助を行うというものでございます。

昨年度と同様、保育所等につきましては、補助金という形で交付し、児童館、児童センターは消耗品等を配付するという形で実施する予定としております。

こちらのほうの内容につきましては、市のほうで特別決めているというものではございません

で、マスクなどの消耗品や保育所等における遊具の殺菌装置などの備品購入のほか、職員が個人で使用する物品等の購入費を施設が補助するという場合に、出した経費の一部を補助するというものになってございます。

保育所等につきましては、それぞれの対象施設数につきましては、補助基準額20万円以内の対象施設が15施設で、30万円以内の対象施設は51施設ということで金額を算定してございます。

児童館、児童センターにつきましては、市で直接消耗品等を購入して配付する仕組みとしてございまして、1施設当たり15万円としてございまして、児童館、児童センターの施設数20施設ということで算定してございます。

参考までですけれども、昨年度も保育所におきましては、職員が使用するマスクや使い捨ての手袋等の物品購入費に対する支援とか、あと施設で使用する消毒液や抗原検査キッドというものに充てられておりました。

児童館、児童センターにおかれましても、消毒液や消毒液のスタンド台とか、抗原検査キッドなどを購入して配付していたというものでございます。

◎2番（工藤 裕介委員） 答弁ありがとうございます。

一応、5月8日に新型コロナの感染症の位置づけが5類に移行となって、それが分かっているの補正予算というところで、一体これを、もちろん新型コロナの感染症の状況を見ながらというところで、国との兼ね合いもあるとは思いますが、この予算づけというのをいつまで続けるのかというところをちょっと思いました。

要望意見として終わらせていただこうと思えます。今、ここ数日、ニュースとか新聞でも子供たちの、結局RSウイルスであったり、インフルエンザ、それからヘルパンギーナというものの感染

が結構増えているということが騒がれていて、これというのがお医者さん方から言わせれば、結局コロナの過度な感染対策によって免疫が著しく低下したことによって、こういう感染症が増えているということもありましたので、ある程度ちょっと市のほうでも状況を見ながら、あまり過度な感染症対策、子供に関してはそこまで徹底しなくてもよいのではと、結構新聞等で騒がれているところもありますので、その辺りをしっかり加味して、分析しながら、今後も一定の感染症対策というものを遂行して行っていただきたいと思いません。

◎8番(樋川 篤子委員) 私からは、16ページ、7款1項3目12節委託料についてお伺いいたします。

ひろさきガイド学校運営業務委託料700万円が、当初予算300万円に対して追加になっておりますが、この事業概要について教えていただきたいと思いません。

◎観光課長(早坂 謙丞) この補正の委託料の追加につきましては、観光庁の補助事業を活用しまして、地域独自の観光資源を活用したガイドツアー等のサービス体制の構築を図るものであり、補正額700万円は全額国からの補助となっております。

具体的には、主にガイド学校の開設に伴いまして、ガイド学校を修了した方の活動機会の幅が広がるよう、例えば多様な観光ニーズに対応するためのコンテンツ開発ですとか、モニターツアーの実施によるコンテンツの磨き上げ、さらにはガイド養成講座の開催による新規人材の掘り起こしや既存ガイドのスキルアップなどの育成の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ひろさきガイド学校の運営の予算として、既に当初予算で300万円計上しておりますので、合わせて1000万円の予算で事業内容を拡充し

て行うこととしております。

◎8番(樋川 篤子委員) ありがとうございます。

様々なコンテンツの開発というのはコースだと思うのですが、コンテンツ開発、コースの開発を行う件数というのはどれくらいを想定されているのでしょうか。

◎観光課長(早坂 謙丞) 現時点においては、具体的なコンテンツ開発はこれからですので、具体的な想定というのは持っておりませんが、ガイド学校を修了した方が活動していただける場所の選択肢をできるだけ多くつくってまいりたいと考えております。

このため、新たなコンテンツ開発には、これまでの観光資源の磨き上げ、例えば神社仏閣ですとか洋風・和風の建築、伝統工芸、農業の分野など、当市の魅力ある様々なコンテンツを様々なテーマですとか視点で組み合わせることで、多種多様なコースができていくのかなと考えておりますので、活動していただける機会をまずは増やしていきたいと思っております。

◎8番(樋川 篤子委員) ありがとうございます。

先日、一般質問でも言わせていただいたのですが、申込人数が多数いらっしゃるということで、ここを期待しておりまして、新規人材の確保と、あと魅力的なコンテンツ、コースをたくさんつくっていただくことで、観光都市弘前を広めて行っていただきたいと思いません。

◎17番(千葉 浩規委員) よろしく申し上げます。大きくって四つあります。

一つは12ページ、2款3項1目、住民票等コンビニ交付導入事業に関わっての質疑なのですが、戸籍システム改修業務委託料追加と住民基本台帳システム改修業務委託料を一括して質疑をさせていただきます。委託する業務の内容と委託先、あ

と財源、スケジュールについて答弁をお願いします。

二つ目なのですが、急で大変恐縮なのですが、3款1項1目の13ページの報償費、民生委員等の活動費の追加だと思うのですが、これが今回追加になった経緯と財源、あとはスケジュールについて答弁をお願いします。急で申し訳ないです。

次は、15ページの5款1項1目の地元就職マッチング支援事業追加についてです。事業概要でいうと、医療・福祉職子育て世帯移住支援金ということですが、この事業概要と、あと財源、想定する支給数について答弁をお願いします。

四つ目は、16ページの7款1項3目、歴史的資源等を活用した高付加価値観光商品化業務委託料についてです。滞在型高付加価値旅行商品とあるのですが、その事業概要と財源について答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） 私のほうからは、戸籍システムと住民基本台帳システムの改修についてということで、業務委託の内容ということなのですが、まず今回導入するコンビニ交付について御説明いたします。

コンビニ交付は、コンビニエンスストアに設置してありますマルチコピー機という機械でマイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書等を取得できるサービスのことでございます。

このコンビニ交付を導入するために、当市の戸籍システムと住民基本台帳システムを利用いたしまして、コンビニで証明書等の印刷ができるデータを作成する必要がございまして、そのためのシステム改修を委託するというのが今回の業務委託の内容でございます。

委託先につきましては、戸籍システムが株式会社日立システムズ、住民基本台帳システムが日本電気株式会社を予定してございまして、どちらも

当市のそれぞれのシステムの導入業者でございまして、当市のシステムに精通している事業者でございまして。

財源につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金に採択されておりますので、国から初期費用の2分の1の補助を受けまして、残りは一般財源からの支出ということになってございます。

導入までのスケジュールということなのですが、今議会で補正予算の議決を頂きました後、先ほどの戸籍システムと住民基本台帳システムをそれぞれ改修するための業務委託契約を締結いたします。それから、システムの改修作業には最低6か月程度必要ということで業者から聞いておりますので、その分と、それからトラブルが発生しないように運用試験とかもしっかりと行うということで聞いておりますので、運用の開始は来年3月から見込んでございます。

◎福祉総務課長（秋田 美織） このたびの補正は、県の民生委員費交付金における民生委員・児童委員に対する活動費の単価が1人当たり、年額1,800円引き上げられたことに伴いまして、市も同様の対応を取るため、その所要額を補正するものでございます。

民生委員には、民生委員法において給与を支給しないこととして定められておりますが、交通費や通信費、研修参加費など、活動に際し諸経費が生じることから、当該事業において実費相当を活動費として民生委員個人へ支給することにより、その活動を支援しております。

民生委員1人当たりの活動費の額につきましては、当初予算では県の交付金単価である年額5万4800円に市単独で1万600円を上乗せをし、6万5400円を支給することとしておりましたが、今般の県補助の引上げに伴い、これを6万7200円にしようとするものでございます。

財源につきまして、この追加分は全額県補助で
ございます。

最後にスケジュールにつきまして、活動費の支
給につきましては、年4回、4期に分けて3か月
分ずつ支給をしております。今回の増額分につ
いては7月の支給を目指して事務を進めたいと考
えております。

◎商工労政課長（福士 智広） 医療・福祉職子
育て世帯移住支援金についてでございます。

事業概要でございますけれども、青森県が実施
する青森医療・福祉職子育て世帯移住支援事業を
活用しまして、当市の医療・福祉分野の人材確保
と県外からの移住促進を図るために、令和5年4
月1日以降に県内の医療機関や福祉施設等で医
療・福祉職に係る資格に基づく業務に従事するた
めに就業する人、または県内の医療機関や福祉施
設等に就業するため、医療・福祉職に係る資格取
得を目的に県内の養成機関に就学をする人が18歳
未満の子と共に当市へ移住する世帯に対しまし
て、支援金を交付するものでございます。

支援金額は、基本分として1世帯当たり100万
円となっております。18歳未満の子1人につき
100万円が加算されます。ひとり親世帯の場合は1
00万円がさらに加算されます。

なお、県の事業を活用するものでありますの
で、対象者の要件や支給金額につきましては、県
の制度設計と同じ内容としているものでございま
す。

財源でございますが、支援金基本分と子育て加
算分につきましては、県が4分の3、市が4分の
1を負担することとなっております。市の負担
分の50%が特別交付税措置の対象となっております。

また、ひとり親加算分につきましては、全額県
負担となっております。

それから、支給想定の数でございますが、

18歳未満の子供2人と共に移住するひとり親世帯
をモデルといたしまして、医療・福祉職の資格が
ある方が就職するケースを2件、医療・福祉職の
資格がなく、まずは資格取得をするケースを1
件、現在の東京U J I ターン就職等支援金を活用
できる青森移住支援金の対象者でひとり親世帯加
算の対象となるケースを1件ということで、計4
件で積算しております。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） 歴史的資源
等を活用した高付加価値観光商品化事業について
お答えいたします。

まず、事業の概要でございますが、この事業
は、回復してきたインバウンド需要を的確に取り
込んでいくため、当市が他地域と比べて優位性を
発揮することができる藩政時代からの建築物をは
じめとした歴史的資源や、日本一の生産量を誇る
りんごを中心とした農業、そして輸出量の伸びが
著しい日本酒を武器に、寺泊や農家民泊、酒蔵体
験などを組み合わせて、訪日個人旅行者に訴求す
る多様な滞在型高付加価値旅行商品を造成・販売
するものであります。

次に、財源につきましては、観光庁の補助事業
でありますインバウンドの地方誘客や消費拡大に
向けた観光コンテンツ造成支援事業を活用いたし
ます。補助率は400万円までは定額補助で、400
万円を超える部分については2分の1となってお
ります。

本事業の事業費は600万円となっておりますの
で、500万円が国からの補助額となり、100万円が
市の単費での対応となります。

市単費の100万円につきましては、既決予算
で、本事業と同様の事業内容となっている歴史的
資産を活用した観光まちづくり事業の事業費を充
てることとなっております。

◎17番（千葉 浩規委員） 住民票等コンビニ
交付に関わってのシステム改修についての再質疑

です。

まず、この間、このマイナンバーカードをめぐるのは、コンビニでの誤交付があったということも報じられていたのですけれども、なぜこの時期に今回この予算が追加されたのかということですか。

もう一つは、予算が今回通った後にどのような手続が必要になってくるのかと。戸籍とか住民基本台帳とかも関わっているのか、もしかしたら条例とか、そういうことも関わってくるのかなと思いますので、どのような手続が必要になるのかということですか。

三つ目は、このコンビニ交付にはどんな効果が期待できるのかということと、本当に私心配しているのは、これを理由にして窓口業務が縮小されることはないのかなというふうに心配しているのですけれども、そんなことを考えているのかどうか答弁をお願いします。あとは、誰もが心配していると思うのですが、誤交付の心配はないのかということも答弁をお願いします。

三つ目は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金についてです。弘前市では4件を想定しているということですが、県の事業ということなので、県全体での支給件数はどのように設定されているのか。あとは弘前市でいえば、単年であれば4件で終わってしまって、何となく残念な気もするのですけれども、これは単年の事業なのか、それとも何年間か連続して取り組んでいくものなのか答弁をお願いします。

次は、高付加価値観光商品化業務委託料についてなのですが、国の財源ということも補助金からということなのですが、この補助金の内容や要件について答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） まず、なぜこの時期に補正予算になったのかということですが、これまでもコンビニ交付の導入につきまして

は検討をしておりますが、多額の導入経費や運用コストが必要だということと、マイナンバーカードの交付率が令和3年度末の時点では約37%程度であったということもございまして、費用対効果を考慮して導入を見送ってきたところでございます。

その後、国がマイナポイント第二弾を実施したり、市のほうの施策としましても、商業施設やイベント等での土日の出張申請等を実施いたしまして、令和4年12月にはマイナンバーカードの交付率が50%を超えたことから、12月に募集を開始しましたデジタル田園都市国家構想交付金のほうにコンビニ交付の導入経費を申請いたしましたところ、3月10日に交付決定の通知がございました。それで導入経費の2分の1の交付金を確保できたことを受けまして、令和5年度中にコンビニ交付の導入を図るために、今議会において補正予算として御提案するという事になった次第でございます。

それから、予算が通過した後にはどのような手続が必要になるのかということですが、まず、繰り返しになりますが、当市の戸籍と住基システムの導入業者——先ほどの日立システムズと日本電気と、システム改修のための業務委託の契約を締結いたします。

それから、地方公共団体情報システム機構と、俗にJ-LISと言っておりますが、そこに証明書の交付サービス参加申込書というものと、それから総合行政ネットワークへの申請書というものを一応提出する必要がございます。

それから、青森地方法務局弘前支局のほうにコンビニで戸籍証明書を交付するための許容申請書というものを提出する必要もございます。

それから、先ほど委員のほうからもちょっとお話がございました弘前市印鑑条例の改正ということも必要になってございますので、そちらもこの後

の議会のほうに提案させていただくということになってございます。

それから、コンビニ交付のメリットと導入効果ということでございますが、メリットとしましては大きくは三つほどございまして、いつでも、どこでも、比較的簡単にということがございます。いつでもと申しますのは平日はもちろん、土日祝日も含む毎日、時間的には午前6時半から午後の11時までコンビニエンスストアで取得が可能ということになってございます。ただし、年末年始とシステムのメンテナンスの期間はちょっと利用できないということではございます。

それから、どこでもということは市役所ですとか出張所まで足を運ばなくても、自宅ですとか職場の近くのコンビニエンスストアで証明書を取ることができるというメリットもございます。

それから、簡単にといいますか、マルチコピー機というコンビニに設置されております機械で比較的簡単な操作で取得することができるということでございます。

それから、窓口業務の縮小ということでございますが、本市よりも先にコンビニ交付を導入しています青森市と八戸市の状況を確認させていただいたのですが、発行された全ての証明書のうち、コンビニ交付で取得された証明書等の割合は、導入当初は、八戸市が約2%、青森市が約5%であったということと、それから現在は両市とも20%ぐらいの比率になっているということでございますが、現在のところは住所異動ですとか、マイナンバーカードの関係業務が増加しておりますので、両市とも現時点では窓口を縮小する予定はないというふうに伺ってございます。

本市の場合も、総合支所や出張所は市民課の業務だけではなくて、税金の収納ですとか国保の届出ですとか他課の業務も行っておりまして、今後の業務量の推移を見て検討したいというふうに考

えてございます。

それから、誤交付の心配はないのかということでございますが、長くなってすみません、昨今マイナンバーカードに係るいろいろなトラブルが報道されてございますが、コンビニ交付に関するトラブルといたしましては、申請者とは別人の証明書が発行されたり、抹消した印鑑の証明書が発行されたりという、いわゆる誤交付の問題が発生してございます。

この誤交付につきましては、発生しているのが富士通ジャパンという会社のシステムを利用して自治体に限られておりまして、本市の場合は、先ほども申しましたが、戸籍システムが株式会社日立システムズ、それから住基システムは日本電気株式会社が導入業者となっておりますので、それぞれの導入業者と契約する予定でございますので、同様のトラブルは発生しないものと考えてございます。

一応、トラブルの報道を受けまして、両業者に確認もしたのですけれども、どちらの業者からもトラブルの発生はないという回答を得てございます。

◎商工労政課長（富士 智広） 県の青森医療・福祉職子育て世帯移住支援金でございますが、県では令和5年度の支給件数を県内で20件と想定してございます。内訳は、青森医療・福祉職子育て世帯移住支援金を活用する世帯を10件、青森移住支援金、いわゆる東京圏U J I等のUターンの部分を活用する世帯のひとり親加算分として10件と想定しております。

この県の予算を受けまして、市のこれまでの東京圏U J Iターン、それからUターンの実績等を踏まえて4件程度と想定しているものでございます。

今後も継続するのかということですが、県のほうでは年間20世帯で2028年度までの6年間

で120世帯の移住を目標としているということで伺っておりましたので、市のほうでもUターン等の実績等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） 補助金の内容と要件ということでございますが、今回活用する観光庁の補助事業のインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業は、本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源の磨き上げから販路開拓まで一貫した支援を行う事業であります。

この補助事業には三つの類型がありまして、当市ではその中のインバウンド販売モデル構築型を活用することとしております。

補助要件といたしましては、過去に観光庁事業に採択された事業が対象となっているものでございます。そして、その観光庁に採択された事業で旅行商品として販売の準備が整っていることなどが要件となっております。

◎17番（千葉 浩規委員） コンビニ交付についてですけれども、導入された後、必要な経費、またその財源等はどうなるのかということで答弁をお願いします。

二つ目は、高付加価値観光商品化業務委託料についてですけれども、今財源についての説明がありましたけれども、そうすると当市において、どのような事業が採択の対象になって、コンテンツの改善や販路基盤整備等にどのように付け加えていくのかということで答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） コンビニ交付の導入後に必要な経費と財源ということでございます。

コンビニ交付導入後のランニングコストにつきましては、先ほどもお話をさせていただきました地方公共団体情報システム機構というところへ運

営負担金というのと、それから証明発行機能利用料というものを支払う必要がございます。それから、コンビニエンスストアのほうに委託手数料を払う必要がございます。それから、戸籍システムと住基システムの運用保守費用というものが必要になってございます。

それぞれ、令和4年度の実績を基に1年間の見込み金額を計算いたしますと、地方公共団体情報システム機構へお支払いする運営負担金が約480万円、それから証明発行機能利用料が約180万円、それからコンビニへの委託手数料が約150万円、それからシステム運用保守費用として住基システム分が約200万円、戸籍システム分が約400万円、それぞれかかる見込みとなっております、1年間で必要なランニングコストの合計は約1410万円となっております。

今回の財源につきましては、確定はしておりませんが、当初3年間、経費の2分の1の特別交付税の措置が国からあるものと見込まれてございます。残りは一般財源からの支出となるものでございます。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） 採択された事業はどのような事業かということでございますが、事業は昨年度——令和4年度に採択となった歴史的資源を活用した観光まちづくり事業であります。こちらの事業では、建築ガイドツアーの造成ですとか、建物の試験的活用、寺院や武家住宅、古民家などの宿泊や飲食などを試験的に行ったものでございます。

今回の具体的な事業の内容といたしましては、インバウンド向けのコンテンツ改善と併せて、受入施設の多言語対応ですとか、パンフレット及び解説動画などの制作、そして地元関係者やターゲットとする国の旅行関係者向けのモニターツアーの実施、海外旅行関係者向けの商談会への出展などを予定しております。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、15ページから16ページにかけて、7款1項2目商工振興費の中のトラック等運送業事業継続支援金について質疑します。

これは概要を見ますと、大型車、中型車、小型車ということで分かれていますのでけれども、まずこれの想定している台数、そして今、今年1月31日に申込みが締切りになっている同じ名目のものがあるのですが、その辺との違いは何かあるのかお聞かせください。

◎産業育成課長（太田 尚亨） まず、トラック等運送業事業継続支援金の想定されるそれぞれの台数でございます。こちらのほうは、大型が708台、中型792台、それから小型215台の計1,715台を見積もって、それぞれの単価を掛け算しまして、総額8061万円ということで予算計上してございます。

それから、こちら昨年度も国内物流の基幹的役割のほか、災害時等における市民の命を守るライフラインとしての役割を担うトラック等運送事業者につきまして、新型コロナ感染症や原油高騰・物価高騰などによりまして、多大なる影響を受けていることから、市では事業継続支援金ということで給付を行いました。

しかしながら、令和5年度におきましても、原油価格・物価高騰の状況は継続しておりまして、中長期的な経営悪化によりまして、事業縮小や廃業、それから倒産する市内トラック等運送事業者が増加した場合、地域の安定した貨物の輸送力が損なわれる可能性があります。また、災害時におきましては、市民の生活を守るライフラインとしての役割も果たしているため、社会インフラとも言える業界の維持は必要不可欠であるということで、令和4年度に引き続き、本支援金を創設しているものでございまして、内容としては昨年度と同じ内容となっております。

◎10番（成田 大介委員） 大型車10トン以上が6万円、中型が4万円、小型が3万円というような振り分けになっていると思うのですが、これは大型車、我々基本的には10トンダンプとかというようなことを俗的に言いますと、やはり普通に砂利を運んで、あるいは雪を運んで走っている大型のダンプを想定するのですが、これは大型車になるのでしょうか。

◎産業育成課長（太田 尚亨） 我々のこの区分では、いわゆる大型ダンプとかという区分ではなくて、あくまでも車両の最大積載量別で区分しております。ですので、重量ではなくて最大積載量ということですので、場合によっては中型に区分されるものもあると思います。

◎10番（成田 大介委員） 最大積載量が6.5トン以上とか、いろいろとその辺のルールはあるかと思うのですが、多分以前、1月31日で締め切ったものに関しても、恐らく10トンダンプであったり、その10トントラックとの仕分けの部分というのが、やはり4万円になるか6万円になるかということで、今の時代はやはり非常にその2万円だけれども、やはりなかなか悩ましいところだというような声も、相談も入っているのではないかと思います。この辺は、いろいろ一定のルールは当然必要なのですが、できればやはり幅広くにしっかり声を聴いていただいて、運搬事業者に対するちゃんとした支援になるような仕組みづくりというのをしっかりしていただきたいなと要望して終わります。

◎19番（外崎 勝康委員） 私のほうから、12ページのコンビニ交付導入事業に関して、若干お聞きしたいと思います。

先ほどランニングコストの話があったと思うのですが、そのランニングコスト、一応3年間は2分の1が交付税措置されるということで、4年後以降というのはどうなっているのかというのが

ちょっとお知らせいただきたいということと、先ほど約1410万円ですか、ランニングコストがかかるということなのですが、この1410万円の変動というのが考えられるのかどうか一つです。

あと二つ目として、コンビニ交付におけるセキュリティーのリスク、その辺はどう考えているのか。

あと三つ目として、今回こういった形で証明書発行といろいろやっておりますけれども、さらなるコンビニ交付事業としての利用の拡充、もっとできることはあるのか。また、あるのであれば、その計画についてお知らせいただきたいと思いません。

◎市民課長（尾坂 毅） まず、4年後以降のランニングコストについてということでございますが、先ほどお話をさせていただいたとおり、当初の3年間は国からの補助が今見込まれてございますが、その後は、今のところ補助という見込みがございませんので、一応全額一般財源からの支出になるものと考えてございます。

あと、当初は1410万円かかると、1年後はかかるというお話をさせていただいたのですが、その後の変化ということなのですが、これは実際、証明書の発行枚数に対してかかる経費もございまして、その分はこれからマイナンバーの取得率とかも上がりまして、交付枚数の率が増えますと、その分の経費がそれ以上になるという見込みはございます。20%、30%とかになれば枚数分も増えますので、その分の負担金は増えるということになってございます。

それから、セキュリティーということなのですが、それはコンビニのほうの……すみません、逆にお聞きして申し訳ないです、失礼いたしました。マイナンバーカードを用いまして、暗証番号というのを一応使用してございますので、その辺に関してはセキュリティー的にも大丈夫なも

のというふうに一応判断してはございます。

それから、今後の見込みと申しますか、利用の拡大とかということなのですが、今回証明書として発行する予定のものが4種類でございまして、それは住民票の写し、それから印鑑登録証明書、それから戸籍の証明書と、それから戸籍の附票の写しという4種類になっておるのですが、自治体によりましては、税金関係の証明書も一緒に発行しているところがございます。当市でも、今回はちょっと導入を見送った形になったのですが、近い将来、税金の証明書も一緒に交付できるように一応検討はしていきたいというふうに考えてございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 私からは、6款1項3目、15ページ、農業・観光連携についてであります。先ほども坂本委員が質疑されたので、少しばかり関連した質疑をさせていただきたいと思えます。

先ほど課長の説明の中に、ニッカウキスキーとアサヒビールですか、から寄附を頂いて、それを財源に充てるということなのですが、こういう団体で大口の寄附をされている業者、もし持ち合わせてあれば教えていただきたいのと、あとは先ほどの説明の中にも、全国で4例目だという話でしたので、ほかのあと三つほど、どこの県でどういうところでやられたのか。

あとはふるさと納税ということで、こういうふうに多額の寄附を頂いているということは、それなりに企業にも弘前市からフィードバックなり、ウィン・ウィンでなければならないと思うのですが、その辺のところ、どのような返礼品というか、そういうのをやっているのかお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 企業版ふるさと納税の実績ということで、ホームページのほうに事業者名を公表しているものもございましてけれど

も、令和2年度からの合計の実績でいきますと、今回のものも含めて12件で3650万円ほどとなっております。

事業者によっては、企業名の公表等を控えてほしいというところもございますので、希望するものだけ公表してございます。

それから、個人のふるさと納税であれば返礼品等もございますけれども、こちらのほうは制度の状況として、企業のほうに利益の供与というか、何かを優遇したりとかということではできないことになってございますので、企業の周知ということでホームページに掲載したり、感謝状の贈呈というところで終わってございます。

◎農政課長（澁谷 明伸） アサヒビールのふるさと納税の実績、4例目ということで申し上げましたが、前例の三つのところに関しては、申し訳ございません、私のところで詳細は把握してございません。

今、企画課長も申したとおり、アサヒビール、ニッカ共に自分たちの利益という部分はそれほど求めてはいなくて、自分たちの寄附で地域のりんご産業を盛り上げてほしいと。さらにお金も、地元にお金が落ちるような仕組みに使ってほしいと、大変ありがたい御言葉を頂いておりますので、そういう意味ではしっかりと活用させていただきたいというふうに思っております。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

私もりんごを作る者として、こういうようなイベントに企業自らが寄附をいただいて、さらにりんご産業を盛り上げていただく、さらには観光、いろいろなところに波及効果があって、いろいろなところに経済効果も出てくると思うのです。ぜひともそういう見返りを求めているような企業ではありますけれども、ニッカウキスキー、アサヒビール、私はお酒を飲めないのですけれども、

皆さん大いに活用しましょう。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時46分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第41号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

ここで、委員長より申し上げます。

質疑は3回までということで……発言は3回まで。意見要望もその3回以内に含めるようにということでお願いをいたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第41号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、補正後の額を209億4497万3000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介8ページをお開き願います。

3款1項地域支援事業費の200万円の追加は、包括的支援事業業務委託料について追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

1款保険料の46万円の追加は、第1号被保険者保険料を追加計上するものであります。

3款国庫支出金の77万円の追加は、歳出の地域支援事業費に係る包括的支援事業2事業交付金について追加計上するものであります。

5款県支出金の38万5000円の追加は、歳出の地域支援事業費に係る包括的支援事業2事業交付金について追加計上するものであります。

7款繰入金の38万5000円の追加は、歳出の地域支援事業費に係る一般会計からの包括的支援事業2事業繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第51号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第51号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3500万円を追加し、補正後の額を824億1868万5000円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費4目企画費の1500万円は、SDGs普及啓発事業に係る経費を計上するものであります。

4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費の774万円は、搾汁残渣等エネルギー化システム構築事業業務委託料を計上するものであります。

8ページにかけての6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の1226万円は、りんご産業SDGs推進事業に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金を計上するほか、20款財政調整基金繰入金の追加1000万円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎16番(木村 隆洋委員) 1点だけお伺いたします。

7ページ、4款2項2目搾汁残渣等エネルギー化システム構築事業業務委託料についてお伺いたします。

この事業の事業概要についてお尋ねいたします。あと、今回どういったところを委託先と考えているのかお尋ねいたします。

◎環境課長(菊池 浩行) 4款2項2目の搾汁残渣等エネルギー化システム構築事業の事業概要ということでございます。具体的な事業といたしましては、大きく分けて三つございます。

まず、一つ目が搾汁残渣賦存量調査であります。これは、市内のりんごジュース工場で発生するりんご搾汁残渣が、いつ、どこで、どのくらいの量が発生しているのか。また、それをどのような方法で処理しているのかを調査するものとなっております。

二つ目でございますが、搾汁残渣等の発酵試験及び液肥試験でございます。これは、りんご搾汁残渣と一般的な食品残渣、またそれらを混合したものの三つのサンプルについて連続メタン発酵試験を行って、バイオガス発生量や副産物として生じる液肥の成分分析、また、液肥散布による植物への影響調査を行い、りんご搾汁残渣の可能性を検証するというものであります。

三つ目でございますが、メタン発酵PR事業となっております。これはイベント等においてメタン発酵デモ機を使用した実演を行いまして、りんご搾汁残渣の再生可能エネルギーとしての可能性に加え、液肥を活用した循環型農業について、市民や関係者に対し広く周知するというものとなっております。

続いて2点目のお尋ねでございますが、委託先はどこかということでございますが、本事業は一般競争入札によって行うとなっております。委

託先をそれで決めるということなので、御了解いただきたいと思います。

◎16番(木村 隆洋委員) 今、事業の中身が大きく三つに分かれているというお話でありました。その中の一つに発酵試験を行うということでメタンガスの部分、バイオガスの発生量の調査みたいなことを行うということがありました。今年度、地域エネルギープロジェクト事業化支援事業、端的に言えば小型バイオガス化設備導入可能性調査を実は行うと。たしか1023万円くらい予算がついていたかと認識しているのですが、今回その元々ある地域エネルギープロジェクト事業化支援事業、小型バイオガス化設備導入事業と、この事業の違いというのがどういうところにあるのかお尋ねいたします。

◎環境課長(菊池 浩行) 3月の当初予算で御審議いただきました小型バイオガス化設備導入可能性調査との違いということでございます。この小型バイオガス化設備導入可能性調査は、公共施設等へバイオガス化設備を導入する場合の調査でありまして、再生可能エネルギーの導入を目的とした調査であります。

調査対象は、主に学校給食で発生する食べ残しや調理くずといった食品残渣で、いわゆる消費段階で発生する事業系の一般廃棄物というふうになっております。

続きまして、一方で本事業、搾汁残渣等エネルギー化システム構築事業でございますが、これはりんご産業に特化した事業ということでありまして、りんご産業における環境負荷の低減が目的となっております。

当該事業の調査対象は、りんごジュース工場等で発生するりんごの搾汁残渣、いわゆる製造段階で発生する産業廃棄物というふうになっております。

調査内容といたしましては、これまで廃棄され

ていたりんご搾汁残渣をメタンガスや液肥に変換してエネルギーや肥料として活用するというところで、脱炭素や循環型農業の実現を目指すというものとなっております。

当該事業の実施によりまして、市内で発生するりんご搾汁残渣の実態を明らかにして、その活用方法を探ることで環境へ配慮したりんご産業につながるものと考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは2項目です。

一つは、りんご産業SDGs推進事業業務委託料についてです。6款1項3目、8ページです。委託先と委託する業務と財源について答弁をお願いします。

同じく6款1項3目、8ページの備品購入費について、事業の概要と購入する備品、概要をお願いします。

◎りんご課長（吉崎 拓美） それでは、ただいまの御質疑、まず、りんご産業SDGs推進事業業務委託料についてでございます。

この委託料につきましては、りんごの生産現場や集出荷施設といったところにトヨタ式カイゼンと呼ばれるトヨタ自動車の生産管理のノウハウを導入して、作業現場の効率化や生産性の向上を図ることを目的に委託事業として実施するものでございます。

委託する業務内容につきましては、市内のりんごの集出荷施設を対象に、まずトヨタ式カイゼンの基礎を学んで、これまで気づかれなかった作業工程の無駄や課題といったものを発見して、作業の効率化に向けた現場の改善を行うといった業務について委託するほか、市内のりんご生産者の皆さんを対象にトヨタ式カイゼンについて学ぶ農業塾の開催、それとJAの指導員などがトヨタ式カイゼンの視点を取り入れながら、生産現場で営農指導を行うことができる研修会といったものの開

催につきまして、業務を委託するといったものでございます。

委託先につきましては、トヨタ式カイゼンは、自動車メーカーのトヨタ自動車で考案された生産管理に係るノウハウであるということから、トヨタ式カイゼンに関する専門的な知識を有するトヨタ自動車株式会社への業務委託というのを想定してございます。

それから財源につきましては、今回、自治体SDGsモデル事業に選定された自治体が活用することができます地方創生支援事業費補助金を活用することとしておりまして、事業費の2分の1が財源として充てられるものでございます。

次に、備品購入費の関係でございます。こちらは、無煙炭化器を購入する内容となっております。こちらは、無煙炭化器ですけれども、独自の円形状をしたステンレス製の器ということで、こちら高温で燃焼することができまして、少ない煙で大量の炭を短時間でつくることのできるというものでございます。この炭を園地にまくことで、大気中への二酸化炭素の排出を抑えるということが期待されるほか、土壌改良材として使用することで化学肥料の使用を減らすことのできるということで、環境負荷の低減と生産コストの低減につながるというもので、この無煙炭化器を購入するというものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） りんご産業SDGs推進事業委託料と備品購入費にも含まれるのですけれども、財源について少しお聞きします。

三つの事業が同じ地方創生支援事業費補助金を活用しているのですけれども、補助率を見ると、企画課のほうは10分の10、ほかの部分については2分の1になっていますけれども、どうして10分の10と2分の1と二つあるのか、その答弁をひとつお願いをしたいということです。

もう一つは、備品購入費なのですけれども、い

かほど購入して、炭をまくとかという話は分かったのですけれども、どのようなところに活用するのか、その辺の答弁をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、補助金の補助率についてお答えいたします。

地方創生支援事業費補助金の対象経費等については、当該補助金の交付要綱で補助対象経費と補助率が定められております。今回、4款衛生費、6款農林水産業費に係る経費の事業についてはモデル事業ということで、事業実施経費として補助率が2分の1、上限が1000万円というふうになっております。

企画課のほうで所管します事業につきましては、全体マネジメント普及啓発等経費ということで、選定都市が行う取組を地域内外に広く発信するための普及啓発に係る経費については1500万円を上限として全額国費ということで決まっております。

◎りんご課長（吉崎 拓美） 無煙炭化器の購入の量と使い方ということでございます。

無煙炭化器は大、中、小という三つのサイズがございまして、今回購入しようとする大きさにつきましては、直径約1メートルの中サイズのものと、直径約1.5メートルの大サイズの2種類のサイズをそれぞれ9台ずつ、全部で18台購入することとしてございます。

この購入した無煙炭化器につきましては、市のりんご公園に配置するほか、あと市内の三つの農協の各支店のほうに配置を予定してございまして、りんごの剪定枝を用いた無煙炭化器の有用性の検証であったり、無煙炭化器の使用方法などについて実演会を開催して使用方法などについて学んでいただくこととしてございまして、それにつきましては農協と一緒に連携しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 1時18分 散会〕